

市民の憲章検討委員会
第3回委員会資料

平成22年12月9日

加東市企画部企画政策課

1 市民憲章素案の作成について

(1) 素案

憲章名 ()

わたしたちは、美しい自然と豊かな文化、あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。

- 一、 人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。**
- 一、 学ぶ心を大切に、文化あふれるまちにしましょう。**
- 一、 喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。**
- 一、 だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。**

(2) 解説

前文 「住みたいまち」「住み続けたいまち」加東市が誇りとする自然、文化、人々をキーワードとして掲げています。本憲章は、市民一人ひとりが、日々の営みの中で加東市の良さを覚え、守り、助け合いながら、より素晴らしいまちの実現を目指すために定めるものです。

本文 読む人が、まちのイメージを思い描きやすいように、また、行動を喚起しやすいように、やさしく、肯定的な和語を用いています。語尾の「しましょう」の表現には、加東のまちづくりの基本目標の一つである「協働」の精神が織り込まれています。

○第1文では、家族および他者との思いやりのある交流を基盤とした地域づくり、また、美しい自然景観を生かしたまちづくりを表しています。「安らぎのある」という表現には、安心、安全、平安の意味がこめられています。

○第2文では、向学心の尊重から導かれる生涯教育を含めた教育活動の充実、誰もが学びやすい環境づくり、文化生活の向上を表しています。加東の良き伝統、優れた技を守りつつ、新しいものにも目を向けていきたいという気風が、より豊かな文化につながることを示しています。

○第3文では、労働意欲の促進、雇用・労働環境の整備、まちの健全な経済発展が、個人と社会に多くの点で利益をもたらすことを表しています。さらに、「働き」のことばには、収入を伴う労働だけではなく、さまざまなボランティア活動、地域や家庭での役割も含まれています。市民が自分にできることを喜んで実行すれば、まち全体が活性化されることを示唆しています。

○第4文では、人権の尊重を表しています。年齢、性別、国籍、職業、立場、障害の有無にかかわらず、市民として互いを受け入れ、認め合い、ささえあい、学びあい、誰にとっても住みやすいまち、誰もが将来の歩みに希望を見出して暮らせるまちを共につくっていかうという気概を表明するものです。

※字体変更箇所については、前回の委員会で決定した箇所です。

2 パブリックコメントについて

パブリックコメントについては、加東市パブリックコメント手続実施要綱に基づき実施する予定です。

(1) 意見募集期間

平成22年12月20日（月）～平成23年1月19日（水）

(2) 周知方法

- ・市広報紙
- ・市ホームページ
- ・市ケーブルテレビ文字放送

(3) 公表方法

- ・市役所企画部企画政策課および各庁舎窓口センターでの閲覧
- ・市広報紙への掲載
- ・市ホームページへの掲載
- ・市ケーブルテレビでの放送

(4) 公表内容

市民憲章（素案）および解説

(5) 意見を提出できる者

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体の方
- ・市内に所在する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に所在する学校に在学する方
- ・その他市民憲章に利害関係を有する方

(6) 意見等の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参の方法による。

ただし、意見等を提出しようとする市民等には、住所、氏名等の記載を求める。

(7) 意見等の考慮

提出された意見を市民の憲章検討委員会で考慮し、市民憲章（案）を作成する。

(8) 意見の提出先

加東市企画部企画政策課

○加東市パブリックコメント手続実施要綱

平成22年1月21日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、重要な施策の形成過程において市民の市政への参加機会を拡大させるとともに、市民に対する説明責任を果たすことにより、市民との相互信頼に基づく、透明で開かれた市政を推進することを目的とするパブリックコメント手続の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の重要な施策の立案の過程において、その趣旨、内容等を広く公表し、これらについて提出された市民等からの意見等に対する実施機関の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行う手続をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(3) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内の学校に在学する者

オ その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる重要な施策(以下「計画等」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の長期計画、重要な基本計画、指針等の策定又は改廃

(2) 広く市民等の生活に影響を与えることとなる義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料その他金銭の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には対象としない。

(1) 意見聴取の手続が法令等により定められている場合

(2) 実施機関の裁量の余地がないと認める場合

(3) 実施機関が緊急を要すると認める場合

(4) 実施機関が軽微な変更と認める場合

(パブリックコメント手続の実施)

第4条 実施機関は、前条の計画等の最終案を決定するまでの適切な時期に計画等の案を公表し、広く市民等から意見等を求めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意見等を求めるときは、意見等の提出先、提出のための期間等について、市広報紙、市ホームページ等により広く周知しなければならない。

(計画等の案の公表方法)

第5条 実施機関は、前条第1項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる方法その他の適切な方法により行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所での閲覧

(2) 市ホームページへの掲載

2 実施機関は、前条第1項の規定により計画等の案を公表するときは、必要に応じて、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

(1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 計画等の案の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、計画等の案に関連する資料

(意見等の提出)

第6条 意見等の提出のための期間は、計画等の案の公表の日から起算して30日以上で実施機関が定めるものとする。ただし、30日以上を設けることができない特別の事情があるときは、30日未満の期間を設けることができる。

2 前項ただし書の規定により、特別の事情により30日未満の期間を設けるときは、当該特別の事情を第4条第1項に規定する公表の際に明らかにしなければならない。

3 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は直接持参の方法によるものとする。

4 実施機関は、意見等を提出しようとする市民等には、住所、氏名等の記載を求めるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 実施機関は、収集した個人情報について、加東市個人情報保護条例(平成18年加東市条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。)の趣旨を踏まえ、適切に取り扱うものとする。

(意見等の考慮)

第8条 実施機関は、提出された意見を考慮して、速やかに計画等を定めるものとする。

(結果の公表等)

第9条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施して計画等を定めたときは、個人情報保護条例第15条に規定する不開示情報に該当するものを除き、次に

掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 計画等の題名
- (2) 計画等の案の公表の日
- (3) 提出意見等(提出意見等がなかった場合は、その旨)
- (4) 提出意見等を考慮した結果及びその理由

2 前項の規定による公表は、第5条第1項の規定を準用する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に立案の過程にある計画等については、この訓令の規定は適用しない。